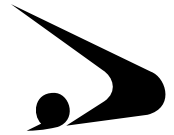


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

訓令	
単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(二二・人事課)	1
教育委員会規則	
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(一七・教育庁総務課)	3
平成十五年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(一八・教育庁総務課)	5
人事委員会規則	
人事委員会規則一 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則	6
人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	6
人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則	6
人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則	9
人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	11
人事委員会規則七 一〇二(平成十五年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)	11
人事委員会規則七 一〇三(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)	12
公営企業管理規程	
秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(九・企業局総務課)	13

訓 令

秋田県訓令第二十二号

庁中一般
各地方機関

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与に関する規程(昭和四十年秋田県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1		165,000	183,700	201,200	226,300	254,600	292,400
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900	301,600
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200	310,900
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200	320,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200	329,500
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500	338,700
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900	348,000
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000	357,200
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000	366,100
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500	374,800
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000	382,300
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000	387,800
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000	392,800
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100	396,200
再任用 職員以 外の職 員	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200	399,700
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100	403,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700	406,500
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000	409,900
	19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900	413,300
	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400	416,700
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800	420,100
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000	423,500
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200	426,900
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400		
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600		
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000		
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200		
	28	226,600	270,000	302,200	318,700			
	29	228,500	271,500	304,000	320,900			
	30	230,500	273,100	305,900	323,100			
	31	232,400	274,700	307,700	325,100			
	32	234,000	276,400					
	33		277,900					
再任用 職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800	292,800

別表第七中「5,454円」を「5,427円」に、「5,620円」を「5,593円」に、「5,791円」を「5,764円」に、「7,500円」ただし、「1号給7,461円」を「7,400円」に、「8,100円」を「8,000円」に、「8,700円」を「8,600円」に、「9,300円」を「9,200円」に、「10,300円」を「10,200円」に、「11,000円」を「10,800円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成十五年十二月一日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の変更等)
- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた現業職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が別に定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した現業職員及び知事が別に定めるこれに準ずる現業職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(現業職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前二項の規定の適用については、現業職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この訓令による改正前の単純労務の職員の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならない。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年十一月二十八日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十七号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第十中

12号給 12号給

を

11号給 12号給

に改める。

別表第十の四を次のように改める。

別表第10の4 教育職給料表調整基本額表(第55条関係)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3 級	12,300円(条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、12,500円)ただし、1号給12,150円(同表の備考2に定める職員にあつては、12,500円)
4 級	13,700円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。
(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則第二十四条又は第二十五条の規定を適用する。

3 (改正条例附則第五項第一号に掲げる額を調整額に含めない職員)

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第七十二号。以下「改正条例」という。)(附則第五項の教育委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第二十二条第一項後段又は第二十六条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)(までの間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十二条第一項後段、第二十三条第一項後段又は第二十六条第六項の規定の適用を受けたもの)にあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)(以外の職員とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項に規定する退職派遣者

五 教育委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(新たに職員となった者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

4 改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

5 改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き第三項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)(のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定)

6 改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第三項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から同年十一月までの間の月の中途において、同項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号、第八項及び第十項において、「一般職の職員等」という。)(であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち一般職の職員等として勤務した期間(次項において、「一般職の職員等期間」という。)(を除く。)

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)(をいう。)(、専従休職期間(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)(、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)(、非常勤講師期間(市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)(、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)(をいう。)(、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業を

していた期間をいう。)又は公益法人等派遣期間(公益法人等への職員のパ遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)

三 停職期間(地方公務員法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第二項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十五条第三項若しくは第五十三条の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

五 市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十條の規定により給与を減額された期間

7 改正条例附則第五項第一号の教育委員会規則で定める月数は、平成十五年四月から同年十一月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(一般職の職員等期間のある月にあっては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。)

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(一般職の職員等期間のある月にあっては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。)

8 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める者は、一般職の職員等とする。

9 改正条例附則第六項の教育委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

10 改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の権衡を考慮して教育委員会規則で定める額は、一般職の職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、一般職の職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

11 (端数計算)
附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の

端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(雑則)

12 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特別措置の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

平成十五年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県教育委員会規則第十八号
秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

平成十五年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「給与条例」という。)(別表第一から別表第三までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第一の備考二の規定の適用を受ける職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。))を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。))は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高号給とその1号位下位の号給との差額×その前の施行日におけるその者の属する職務の級における最高号給の額

(以下「旧給料月額」という。)

施行日におけるその者の属する職務の級における最高号給の額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高号給とその1号位下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与と条例第六条第八項ただし書の規定又は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三十七号)(附則第二項及び第三項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間))をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則
この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則一 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一 三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則

規則一 三(現行の規則の廃止)の一部を次のように改正する。

第二条に次のように加える。

規則七 一〇〇(平成十四年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最

高の号給を超える給料月額等を受ける職員)の給料の切替え等)

規則七 一〇一(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第七の二中

11号給 14号給

10号給 14号給

12号給

12号給

を

11号給 12号給

に改める。

附 則

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

殷

人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七 二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表(第二条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,298円
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	12,900円
10 級	13,600円
11 級	15,400円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,051円、3号給7,348円、4号給7,668円、5号給7,983円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,744円、3号給8,068円、4号給8,478円、5号給8,923円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,932円、3号給9,297円、4号給9,661円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,300円
8 級	12,800円
9 級	13,200円
10 級	14,000円

ハ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円
2 級	8,600円
3 級	11,200円
4 級	12,900円
5 級	13,500円

ニ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給7,236円、3号給7,591円、4号給8,046円、5号給8,532円、6号給8,878円、7号給9,207円
2 級	11,100円。ただし、2号給9,126円、3号給9,522円、4号給9,922円、5号給10,350円、6号給10,773円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,371円、2号給11,952円、3号給12,523円
4 級	13,500円。ただし、1号給12,852円
5 級	16,200円

ホ 教育職給料表二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	12,700円(条例別表第四口の備考2に定める職員にあつては、13,000円)
4 級	14,100円

へ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,052円、3号給6,250円、4号給6,480円、5号給6,763円、6号給7,101円、7号給7,483円、8号給7,888円
2 級	9,700円。ただし、2号給8,257円、3号給8,698円、4号給9,108円、5号給9,517円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,479円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,318円

ト 医療職給料表一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,615円、3号給11,061円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,311円
3 級	15,400円
4 級	16,600円

チ 医療職給料表二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,947円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,243円、2号給9,562円
4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

リ 医療職給料表三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則

規則七 四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第六条関係)

期間の区分	職員の区分			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1 年 未 満	307,900円	269,300円	216,700円	50,200円
1 年 以 上 2 年 未 満	307,900	269,300	216,700	50,200
2 年 以 上 3 年 未 満	307,900	269,300	216,700	50,200
3 年 以 上 4 年 未 満	307,900	269,300	216,700	50,200
4 年 以 上 5 年 未 満	307,900	269,300	216,700	50,200
5 年 以 上 6 年 未 満	307,900	269,300	216,700	50,200
6 年 以 上 7 年 未 満	307,900	269,300	216,700	48,400
7 年 以 上 8 年 未 満	307,900	269,300	216,700	46,600
8 年 以 上 9 年 未 満	307,900	269,300	216,700	44,800
9 年 以 上 10 年 未 満	307,900	269,300	216,700	43,000
10 年 以 上 11 年 未 満	307,900	269,300	216,700	41,200
11 年 以 上 12 年 未 満	307,900	269,300	216,700	39,400
12 年 以 上 13 年 未 満	307,900	269,300	216,700	37,600
13 年 以 上 14 年 未 満	307,900	269,300	216,700	35,800
14 年 以 上 15 年 未 満	307,900	269,300	216,700	34,400
15 年 以 上 16 年 未 満	307,900	269,300	216,700	33,000
16 年 以 上 17 年 未 満	303,500	265,300	213,400	31,600
17 年 以 上 18 年 未 満	299,100	261,300	210,100	30,200
18 年 以 上 19 年 未 満	294,700	257,300	206,800	28,800
19 年 以 上 20 年 未 満	290,300	253,300	203,500	27,400
20 年 以 上 21 年 未 満	285,900	249,300	200,200	26,000
21 年 以 上 22 年 未 満	273,900	239,300	192,900	25,400
22 年 以 上 23 年 未 満	261,700	229,200	185,300	24,800
23 年 以 上 24 年 未 満	249,800	219,400	178,300	23,900
24 年 以 上 25 年 未 満	237,800	209,400	170,800	23,200
25 年 以 上 26 年 未 満	225,700	199,400	163,600	22,600
26 年 以 上 27 年 未 満	210,600	185,700	152,400	22,000
27 年 以 上 28 年 未 満	195,700	172,200	141,800	21,400
28 年 以 上 29 年 未 満	180,700	158,700	130,900	20,700
29 年 以 上 30 年 未 満	165,500	145,000	119,800	20,400
30 年 以 上 31 年 未 満	148,100	130,000	108,200	20,000
31 年 以 上 32 年 未 満	130,600	115,000	96,400	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,400	100,200	84,900	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,900	75,400	65,400	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	16,900

附 則
この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成十五年十一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「(同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に
ある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について一般職の
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第七十一
号)第一条の規定による改正後の条例(次条第二項において「平成十四年改正後の条
例」という。))の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削り、
同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定める
ところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に
ある職員 同項中、「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当につ
いて一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十四年秋田
県条例第七十一号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例
の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にあ
る職員 同項中、「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当につ
いて一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県
条例第七十号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規
定によるものとした場合の」とする。

第四条第二項中「定める日」の下に、「。次項において同じ。」を加え、「(当該異
動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあ
る職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成
十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削
り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定める
ところによる。

一 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十四年四月

一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けていた」とある
のは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第七十一号)の施行の日における同条
例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
二 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十五年四月
一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるの
は、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例(平成十五年秋田県条例第七十号)の施行の日における同条例第
一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇二(平成十五年改正条例附則第二項の規定による職務の級
における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)をここに公
布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一〇二(平成十五年改正条例附則第二項の規定による職務
の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。))の前日において一般職の職
員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」と
いう。))別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給
(給与条例別表第四の教育職給料表)の職務の級五級にあつては、二十三号給。以
下この条において同じ。)を超える給料月額(給与条例別表第四の備考2の規定
の適用を受ける職員にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月
額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以
下「新給料月額」という。))は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額×
その者の施行日の前日における給料月額 施行日の前日におけるその者の属する職務の
(以下「旧給料月額」という。))の級における最高の号給の額
施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額
施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第一条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における
最初の給与条例第五条第八項ただし書の規定又は一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三号)附則第二項及び第三項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(任期付職員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第三条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第五十二号)第五条第四項の規定により九十八万九千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は、九十七万八千円とする。

(任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額の切替え)

第四条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第四条第三項の規定により百五万六千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は、百四万五千円とする。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇三(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一〇三(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第七十号。以下「改正条例」という。)附則第五項の規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第二十一条第一項後段又は第二十四条第七項の規定を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第一項後段、第二十二号第一項後段又は第二十四条第七項の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員と

なつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(新たに職員となつた者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第二条 改正条例附則第五項第一号の規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第五項第一号の規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定)

第三条 改正条例附則第五項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から同年十一月までの間の月の中途において、同条第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次条において「県費負担教職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち県費負担教職員等として勤務した期間(次項において「県費負担教職員等期

間」という。)を除く。)

- 二 休職期間(法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(法第五十五条の第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、臨時又は非常勤職員期間(一般職の職員の給与に関する条例第二十三条の五又は第二十三条の六の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))又は公益法人等派遣期間(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)
- 三 停職期間(法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- 四 地方公務員の育児休業に関する法律第九条第二項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十五条第三項若しくは規則七、七(給与の減額)第三条の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- 五 一般職の職員の給与に関する条例第十四条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第五項第一号の規則で定める月数は、平成十五年四月から同年十一月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- 一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月
- 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(県費負担教職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の一・五一を乗じて得た額(第五条において「附則第五項第一号基礎額」という。))に満たないもの(県費負担教職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第四条 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則

第五項の規則で定める者は、県費負担教職員等とする。

2 改正条例附則第六項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の権衡を考慮して規則で定める額は、県費負担教職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、県費負担教職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第五条 附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第九号

第一条 秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中、「一万四千元」を、「一万三千五百円」に改める。

第十八条第一項中、「百分の百七十」を、「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を、「百分の百二十五」に改め、同条第二項中、「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十五」とあり、及び「に」、「百分の百五十」を、「百分の百二十五」に、「百分の八十」を、「百分の六十五」に改め、同条第三項中、「百分の百七十」を、「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を、「百分の百六十」に改める。

第二条 秋田県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 条例第四条第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、一般職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第九条第一項第二号中「三万八千円」を「支給単位期間につき、三万八千円」に、「一般職員」を「一般職員」に、「平均一箇月」を「支給単位期間」に、「通勤所要回数が十回に満たない」を「通勤回数を考慮して定められる一般職員の例による」に、「百分の五十」を「一般職員の例による割合」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、」掲げる額を「定める額」に、「（その額が四万五千円を超えるときは、その額と四万五千円との差額の二分の一）（その差額の二分の一が七千円を超えるときは、七千円）を四万五千円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第二項中「交通機関等」の下に「（以下「特別急行列車等」という。）」を加え、「月額」を「額」に、「一般職員の例により算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、一般職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて

得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第九条第三項中「第九条の二第四項」を「次条第四項」に、「前項の交通機関等」を「特別急行列車等」に、「同項」を「前項」に、「月額」を「額」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 通勤手当は、支給単位期間（管理者が定める通勤手当にあつては、一般職員の例による期間）に係る最初の月の一般職員の例による日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の一般職員の例による事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定められる一般職員の例による額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として定められる一般職員の例による期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第十八条第一項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程中第一条の規定は平成十五年十二月一日から、第二条の規定は平成十六年四月一日から施行する。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成十五年十二月に支給する期末手当（第二号を除き、以下この項において「期末手当」という。）の額は、第一条の規定による改正後の秋田県企業局企業職員給与規程（以下「規程」という。）第十八条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項、第二十二条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十二条の二の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（管理者が定める職員にあつて

は、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。()に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。))にあつては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち一般職員の例により定める日)()において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(規程第九条の二第三項各号に定める額を除く。))及び特地勤務手当(企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)第五条の三の規定による手当を含む。))の月額合計額に百分の一・五一を乗じて得た額に、同年四月から同年十一月までの月数(同年四月一日から同年十一月三十日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の一般職員の例による期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・五一を乗じて得た額

3 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける者その他の管理者が定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける者その他の管理者が定める者との権衡を考慮して管理者が定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該管理者が定める額の合計額」とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄